

平成30年監査公表第2号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

平成30年 8月20日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 沢田 清

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成30年6月22日をもって提出のあった地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであるので、同条第4項の規定により通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■ ■■

2 請求書の提出

平成30年6月22日

3 請求の要旨

請求人から提出された職員措置請求書に記載された事項に基づく請求の趣旨は次のとおりである。（請求書原文のとおり 資料は省略）

○半田市職員措置請求書（平成30年6月22日）

1 請求の要旨

半田市建設部土木課課長村瀬浩之（以下、対象者という）に対する措置請求の要旨は、以下の通りです。

（1）. 請求対象の公共用地等の概要

(iv). 本件公共用地と■■■■所有土地との間の境界を判別するものが設けられていません。

以上の(i). ~ (iv). の状況から本件公共用地は、■■■■氏の所有土地あるいは借用土地であるが如く、誤認識してしまうことになっていました。

ii. 甲第6号証の写真から分る状況

本件公共用地を■■■■氏の自家用自動車の駐車場として、日常的に利用していたことが分ります。

イ. 本件公共用地に対象者が使用した公費

次の公費を使用しました。

i. 境界復元測量業務委託料 348,788 円
(甲第2号証より)

平成29年7月下旬~同9月15日の間に、本件公共用地と■■■■氏所有地との間の境界を復元するために、外部団体に測量業務を委託した費用です。

ii. 道路維持改修工事費 928,800 円
(甲第3号証より)

(工事費の内訳)	・舗装工(アスファルト)	430,500 円
	・転落防止柵設置工	150,000
	・地先ブロック設置工	281,200
	・値引き	△1,700
	計	860,000
	・消費税	68,800
	請負金額	928,800

使用した公費 合計(i. + ii.) 1,277,588 円

ウ. 本件工事実施についての、その他の注記事項

i. 本件工事について、近隣市民からの要請はありませんでした。

ii. 隣接する既市道(天王泉線)の通行状況の実調査を事前に実施をして把握をしていません。

(以上のi. とii. は甲第4号証(土木課長の回答)より記載しました。)

(2). 本件公共用地の成り立ちについて

本件公共用地に対し、対象者が、本書1ページの1.(1). i. ~ v. の諸対応を1,277,588円の公費を使って施行した公務が妥当であったのか(特定の市民に対して便宜をはかっていないか)を検証するために、本件公共用地の成り立ちを以下にて明らかにします。

ア. 本件公共用地は、土盛りをして造成された。

請求者は、幼少のころから現住所の半田市■■■■■■■■■■で生活をしており、天王町の宅地・道路・田畑の変遷状況を熟知しています。そして、請求者は、半田市天王町■■■■の土地の状況を分かりやすく現状を説明するため、図を作成しました。（この土地状況説明図（現状）を甲第7号証として提出します。）

〈甲第7号証の説明図には、次の状況（i.～iii.）を示しています。〉

i. 赤色の線の南東側（右手側）は、昭和年代は、くぼ地であったこと。青色で囲んだ土地以外は、現在もくぼ地です。

ii. 本件公共用地（説明図の②の1.の土地）は、市道（天王泉線）の下り勾配の土手（市道の法面）であったものを、土盛りして市道（天王泉線）の路面高さに合せたこと。

iii. ■■■■氏所有地である半田市■■■■■■■■■■.の宅地（説明図の③.の土地）は、くぼ地であった湿地を、上記ii.本件公共用地とともに土盛りをして市道（天王泉線）の路面高さに合すために造成したこと。

請求者が作成した前ページの説明図（甲第7号証）が事実であることを確認するために、本件公共用地の北隣に幼少から生活している市民（半田市■■■■■■■■.に住む■■■■氏）に、事実確認を行ないました。確認をした結果、説明図（甲第7号証）の内容は、事実であることを確認できました。

（この「事実確認書2.」を甲第9号証として提出します。）

イ. 本件公共用地と■■■■氏との関係について

本件公共用地と■■■■氏所有地を土盛りをして市道（天王泉線）の路面高さに造成をした時期及び造成された本件公共用地を■■■■氏とその関係者がどのように利用していたかについて、以下にて検証します。

（ア）. ■■■■氏所有の土地と建物の登記状況

名古屋法務局半田支局提供の全部事項証明書から、次の登記事実が判明しました。

i. 半田市■■■■■■■■■■.の土地について（甲第10号証より）

平成9年12月19日に所有権登記（地目は、宅地）

（権利者 ■■■■5/6、■■■■1/6）

ii. 半田市■■■■■■■■■■.の建物について（甲第11号証より）

平成9年12月12日新築（登記） 木造スレート葺3階建

（権利者 ■■■■5/6、■■■■1/6）

（イ）. 本件公共用地をどのように利用していたのか。

本件公共用地は、■■■■氏所有地（半田市■■■■■■■■■■）と共に、同時期に土盛りをして市道（天王泉線）の路面高さに合わせて、平成9年ころに造成が完了した状況です。

そして■■■■氏の邸宅は、平成9年12月12日に新築しています。

その後、本件公共用地は、■■■■氏とその関係者が主に次のように利用していました。

i. ■■■■氏関係の自家用自動車の駐車場として利用。

ii. ■■邸と市道（天王泉線）との間の通行に利用。

この i. と ii. が事実である根拠は、甲第 6 号証の 6 枚の写真及び甲第 8 号証（事実確認書 1.）です。

本件公共用地の全体の構造（甲第 5 号証の 17 枚の写真より）から、本件公共用地は、■■■■氏の管理地（所有地あるいは借地）であると近隣住民が長い間、思い込んでいたのです（甲第 8 号証より）。

(ウ). ゼンリン社作成の半田市天王町の住宅地図で検証。

本件公共用地と■■■■氏所有地との関係について、ゼンリン社作成の年度別に発行されている半田市住宅地図の内、半田市天王町の部分を半田市立半田図書館で複写していただいて入手した住宅地図を、時系列（年度別）分析をすることで検証してみました。その検証結果を次ページ以降に記述します。

i. 検証に用いた半田市住宅地図（ゼンリン社製の書籍）

年度別の半田市住宅地図（書籍です。）の内、次の 3 枚構成分を半田市立図書館の職員に複写してもらいました。

- ・ 1 枚目 半田市住宅地図（書籍）の背表紙。
- ・ 2 枚目 〃 のおもて表紙。
- ・ 3 枚目 〃 の半田市天王町の住宅地図。

注 1.) 1 枚目の背表紙の下方のインデックスに表示している西暦年度が住宅地図の現況年です。

注 2.) 2 枚目のおもて表紙の西暦年は、書籍発行年です。

上記の 3 枚構成の例示として、

「2016 年（平成 28 年）半田市天王町住宅地図」を甲第 12 号証として提出します（本件公共用地は、土盛り造成されており、■■邸も建っています。）そして、次の各年度の半田市天王町住宅地図（各 3 枚構成）を検証用に、甲第 13 号証として提出します。

	〈地図の現況年〉	〈本件公共用地〉	〈■■邸〉
・ 資料 1.	1996 年（平成 8 年）	土盛りしていない	なし
・ 〃 2.	1998 年（平成 10 年）	土盛り造成済	あり
・ 〃 3.	1999 年（平成 11 年）	〃	〃
・ 〃 4.	2000 年（平成 12 年）	〃	〃
・ 〃 5.	2002 年（平成 14 年）	〃	〃
・ 〃 6.	2005 年（平成 17 年）	〃	〃
・ 〃 7.	2006 年（平成 18 年）	〃	〃

・ 〃 8.	2007年（平成19年）	〃	〃
・ 〃 9.	2009年（平成21年）	〃	〃
・ 〃 10.	2014年（平成26年）	〃	〃

ii. 半田市天王町の住宅地図を検証した結果

前ページの甲第12号証（平成28年）及び甲第13号証（平成8年～平成26年の間の10年分を抽出）の半田市天王町の住宅地図を検証した結果、本件公共用地と■■■■氏の所有地・建物の状況は、次であることが判明しました。（なお、平成9年の半田市住宅地図は、市立半田図書館に蔵書されていませんでした。）

○判明1. 平成8年の半田市天王町の住宅地図によると、次の状況であった事実が判明しました。

- ・ 本件公共用地：下り勾配の土手になっていて、市道（天王泉線）を支える法面であった。

- ・ ■■■氏の所有地：この部分の土地は、上記の公共用地が下り切った湿地のままであり、建物もありません。

○判明2. 平成10年と平成11年の半田市天王町の住宅地図によると、次の状況でした。

■■■■氏の所有地に、建物が建っています。ただ、この家の居住者名は表記されていません。（表札がなかった）

○判明3. 平成12年の半田市天王町の住宅地図によると、次の状況になっています。

上記の判明2. の■■■■氏の所有地の建物に、「■■■■」との名が表記されています。

○判明4. 平成14年と平成17年の半田市天王町の住宅地図によると、次の状況です。

前ページの判明3. の状況に、■■■■氏の所有地の建物に、「■■」との名が表記され、さらにその住所「■■■■」との表記がされています。

○判明5. 平成18.19.21.26.28の各年の半田市天王町の住宅地図では、次の状況です。

■■■■氏の所有地の建物に、「■■」との名と、「■■■■」との住所の表記がされている以外に、■■氏の所有地は、土盛り造成されている柵の表示があります。

(エ). 本件公共用地について（まとめ）

本項イ. の(ア)～(ウ). (6～10ページです)に記述した内容から、本件公共用地は、■■■■氏所有の低地湿地(■■■■■■■■■■. の土地です。)であった利用困難な土地に土盛りをして宅地に造成する際に、同時に土盛り

され、市道（天王泉線）の路面高さに合わせて造成されたことが判明しました（この土盛り工事は、市道（天王泉線）側から行なった）。

土盛りして造成した時期は、平成9年であり、■■■■氏の邸宅は、平成9年12月12日に完成（甲第11号証より）しています。

従って、本件公共用地は、■■■■氏の邸宅が完成した以降、周辺住民が問題提起をし始めた平成27年（2015年）ころまでの長期間、■■■■氏と、その関係者が使用していたことが分ります。この事実は、本件公共用地全体の構造（甲第5号証と甲第6号証の写真より）から明らかです。

(3)．本件公共用地への諸対応の財務会計上の問題

ア．■■■■氏が対応すべき事項に公費を使った。

本件公共用地は、■■■■氏所有の低地湿地状況の土地に土盛りをして宅地を造成する際に、市道（天王泉線）を支えていた下り勾配の土手であった市有地を同時に土盛りをして造成されたものです。■■■■氏の宅地造成工事は、本件公共用地を土盛りをして実施しなければ物理的に工事不可能でした。従って、対象者が公費で行った次の対応事項は、■■■■氏に対して便宜をはかったものです（本来、■■■■氏が対応すべきです。）。

（ア）．境界復元測量業務委託

■■■■氏所有地と本件公共用地の境界を明らかにするのは上記の理由により、■■■■氏です。

（イ）．地先ブロック設置工事

上記（ア）．と同様の理由により、全額公費で対応するのではなくて、■■■■氏も一部負担すべきです。

（ウ）．転落防止柵設置工事

本件公共用地の南側端が危険な状態・形状になったのは、■■■■氏による土盛り工事が原因です。従って、■■■■氏が対応すべきです。

イ．本件公共用地の全面をアスファルト舗装した工事は、本件工事での目的外の不必要工事です。

本件工事の実施目的について、対象者は次であると回答しています（本書2ページのア．（ア）．より）。

i．市民が道路敷地として認識しづらい現況になっていた。

ii．車両通行時の歩行者待避場所あるいは車両同士のすれ違い時の車両待避場所に供するため。

上記の工事実施目的のi．に対しては、市道（天王泉線）と本件公共用地の境界に設けていた約10cmの高さのアスファルト盛り区画部（の仕切り）を取り除けばよいのです。

そして、上記の工事実施目的のii．に対しては、待避のスペースがあれば

よく、全面をアスファルト舗装することはありません。市道（天王泉線）は、人も車もあまり通行しないことから、警察も交通規制（一方通行規制）は何もしていませんので、なおさらです。これまで、本件公共用地には、碎石を敷きつめていました。そのままです。

ウ．財務会計上の問題（まとめ）

本当に公費で対応しなければいけなかった工事は、市民が道路敷地として認識しづらい現況に対応するための部分のみです。すなわち、市道（天王泉線）と本件公共用地の境界に設けられていた約10cmの高さのアスファルト盛りを取り除くと同時に、その境界部分の整地工事のみでよいのです。

(4)．措置を求める内容

- ア．■■■■氏が負担すべきであった公費について、■■■■氏と話し合いをして、同氏に負担してもらう。
- イ．対象者への措置は、監査委員に一任します。

2．地方自治法第242条第1項の規定により、別紙の事実証明書（甲第1号証～甲第13号証）を添え、必要な措置を請求します。

以上

○半田市職員措置請求補充書（平成30年7月17日）

本請求補充書では、次の内容について説明をすることで、本件公共用地の本質・真相について補充します。

- i．住民訴訟に対する裁判所の取組み姿勢について。
- ii．半田市長以下の市政と半田市議会の癒着について。

そうすることで、半田市監査委員制度の重要性を説明します。

1．住民訴訟に対する裁判所の取組み姿勢

対象者（市土木課長）及び半田市長は、甲第4号証（3通の回答書）の記述の中で、「裁判所の判決でも認められたとおり」とか「裁判所の判決にもあるように」との表現を用いて、本件市有土地に対する市土木課による待避場所にした対応を正当であると主張しています。そして本件市有土地は、市道であり市民が共用していたと、市土木課は法廷で述べ、裁判所はその市の主張を追認しています。

このような市土木課と裁判所の考えは、事実を故意に誤認している状況について、以下にて説明します。

(1)．本件市有土地は「市道である」との件について

本件市有土地は、平成9年ころに■■■■氏の所有土地とともに土盛りをして、市道（天王泉線）の路面高さに合わせて造成されました。造成後の本件市有土地は請求者が問題提起し始めた平成27年ころまでは、主に■■■■氏と、その関係

者が自動車の駐車として、利用していました。市土木課が本件市有土地を待避場所として、今回対応するまでの本件市有土地は、甲第5号証と甲第6号証の多数枚の写真で分るように、市道である状況とは、とても認識することはできません。このような状況の本件市有土地を市土木課は、市道であると法廷で述べ、裁判所は、そのような市の主張を追認するのです。

日本の司法は、地方自治法に定める住民監査請求の制度および行政事件訴訟法にもとづく市民の提訴に対し、基本的には全て棄却あるいは却下します（ただし、市民の生命におよぼす提訴については、その限りではありません。）。

このような市民による行政に対する提訴制度を、「ガス（市民の問題提起です。）抜き制度」と法律関係者が公言しています。

従って、裁判所の判決は、全てが正しい訳ではないのです。

(2). 本件市有土地は、「待避場所にする土地である」との件について

本件市有土地について、市土木課は、「車両通行時の歩行者待避場所あるいは車両同士のすれ違い時の車両待避場所など、広く一般の通行利用に供する土地である」と法廷で述べ、裁判所は市の主張を追認しました。このような司法の判断理由は、上記(1). の場合と同様なのです。ところが、本件市有土地のすぐ前に、市道（天王泉線）と市道（天王8号線）との比較的広い三差路交差点がありますので、この交差点で人や車の待避をすることができるのです。

このことは、甲第12号証の半田市天王町の住宅地図で確認することができます。しかも、市道（天王泉線）は、道巾が狭いにもかかわらず半田警察署は一方通行規制を行っていません、元々人も車もあまり通行しない道路なのです。市土木課は、本件市有土地を市民が無断で自動車の駐車場にしていた事実を認めることができない（特定の市民に便宜をはかっていたことを否定するため）ので、本件市有土地を人や車の待避場所のための土地であると言いつけているにすぎません。

2. 本件市有土地が市道であれば、■■■■は駐車違反でした。

請求者が本件市有土地を特定の市民が車の駐車場として利用していることについて問題提起をした平成27年ころ、市土木課は本件市有土地は市道であると述べつづけていました。

すると、■■■■は、自身の自動車を本件市有土地に駐車しつづけました。このような■■■■の行為は、道路交通法第45条（市道に車を駐車した場合、その道路に3.5m以上の余地がなければならない：甲第15号証より）に反し、駐車違反を長い期間していたこととなります。■■■■の車を駐車していた場所に面した市道（天王泉線）の路巾は約2.5mしかありません。さらに、■■■■が車を駐車していた本件市有土地の市道（天王泉線）までの余地は、1m未満です。従って、全体の余地は3.5mありません。しかも、■■■■は、本件市有土地を長期間自身の自動車の駐車場として使用していたにもかかわらず、荷物の積み降ろしとして一時的

です。半田市議会議員の最大会派である「創造みらい半田」が諸悪の根源です（甲第16号証より）。現任市長による次々の失政を同会派を中心とする半田市議会は、改めようとしないうばかりか賛成をしているのです（例えば、半田市庁舎の建替え、赤レンガ建物、半田病院の移転）。何ぜこのように市政と市議会が癒着しているのでしょうか。その一例が、本住民監査請求の内容です。市土木課が■■■■（■■■■■■）に便宜をはかっているのです。

このような半田市政の状況ですので、半田市監査委員の役割りは、重要なのです。

第2 請求の要件審査

請求書は、全体として地方自治法（以下、「法」という）第242条第1項の規定による要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して平成30年7月19日に陳述の機会を与え、請求人の趣旨を補足する陳述を受けた。

（陳述に出席した請求人） ■■ ■■

2 監査の対象事項

本件請求においては、半田市天王町■■■■■■■■■■地先の土地（以下、「本公共用地」という。）について、財産の管理を怠る事実該当する行為があるか否か、またその行為に基づく不当な公金の支出があるか否かの2点とした。

3 関係書類の提出及び説明

監査対象部局を建設部土木課とし、関係書類の提出及び説明を求めた。これにより関係職員が行った説明の要旨は次のとおりである。

請求人は、本公共用地に関し、住民監査請求（平成27年監査公表第2号、平成28年監査公表第1号）を行い、その後、平成28年監査公表第1号の監査結果は不服であるとして、名古屋地方裁判所に対し、住民訴訟（名古屋地方裁判所平成28年（行ウ）第16号）を提起した。

これについて、名古屋地方裁判所は、平成28年9月29日の判決で、「半田市が、本件土地（注：本公共用地）を、本件市道（注：本公共用地の西側に接する市有土地）の本件土地付近における車両通行時の歩行者待避場所又は車両同士の擦れ違い時の車両待避場所など、広く一般の通行利用に供する土地とし、今後、市民が道路敷地として公平に通行利用しやすいよう、舗装等の整備を実施していく予定であることが不相当ということができず、本件土地が公共の用に供されて

いないということとはできない」などとして、請求人の請求を棄却し、控訴審（名古屋高等裁判所平成 28 年（行コ）第 72 号）も、これを是認している（平成 29 年 2 月 10 日判決）。

土木課では、上記裁判所の判断をふまえ、市民が道路敷地として認識しづらい現況を改善するため、本公共用地の改修工事を施工した。

第 4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関し、次の事実関係を認めた。

- ・本公共用地は、半田市水路等の管理に関する条例第 2 条（定義）に規定される「道路法の適用されない道路」に属するものであると認められる。
- ・本公共用地は、その西側の市道及び東側の私有地（■■■■■■■■である■■■■氏の所有地）に接している。
- ・本公共用地の管理者は、半田市である。

平成 27 年 8 月 13 日 平成 27 年監査公表第 2 号により住民監査請求結果を公表

（要旨：市は債権を有しているとは言えず、よって公金の徴収を怠る事実も存在しない。結果：棄却）

平成 28 年 1 月 12 日 平成 28 年監査公表第 1 号により住民監査請求結果を公表

（要旨：財産管理者として一般的な措置を講じており、財産の管理を怠る事実があるとは言えない。（結果：棄却）

平成 28 年 9 月 29 日 名古屋地方裁判所判決 平成 28 年（行ウ）第 16 号

（要旨：半田市長が損害賠償又は不当利得の返還を求める請求をするなどの措置を採っていないからといって、それだけで直ちに社会通念上相当とされる範囲を超えて本件土地の管理を違法に怠っているとはいうことはできない。結論：棄却）

平成 29 年 2 月 10 日 名古屋高等裁判所判決 平成 28 年（行コ）第 72 号

（要旨：半田市長が本件土地の管理を違法に怠っているとは認められない。結論：棄却）

平成 29 年 7 月 24 日 境界復元測量業務委託着手

平成 29 年 9 月 15 日 境界復元測量業務委託完了

平成 29 年 11 月 7 日 道路維持改修工事（以下「本件工事」という。）着手
（境界段差解消工・舗装工・転落防止柵設置工・

地先ブロック設置工)

平成 29 年 12 月 26 日 本件工事完了

第 5 判断

審査の結果、本件請求については、合議により次のように決定した。

1 財産の管理を怠る事実に関する主張について

住民監査請求制度は、専ら地方公共団体の公金、財産等に関する財務会計上の違法もしくは不当な行為又は怠る事実の是正を目的とするものであって、行政に対する一般的な監督の制度として、行政上の違法又は不当な行為一般の是正を目的とするものではない。したがって、住民監査請求の対象となる「違法若しくは不当な行為又は怠る事実」（地方自治法第 242 条第 1 項）とは、公有財産の財産的価値に着目してその価値を維持保全する財務的管理についての違法もしくは不当な行為又は怠る事実をいい、公有財産のうち行政財産をその公用又は公共目的に沿って管理する行政管理に係る行為又はその管理の懈怠は、住民監査請求の対象となり得ない（東京地裁平成元年 6 月 23 日判決参照）。

請求者は、①本件工事のうち公費を支出しなければならなかった工事は、市民が道路敷地として認識しづらい現況に対応するための部分のみであったとし、それ以外の部分は、隣接地の所有者である■■■■氏が負担すべきであった、②市民が道路敷地として認識しづらい現況に対応するためであればアスファルト舗装を行う必要はなく、砕石敷設のままでも待避場所とすることはできたなどとして、土木課長が本公共用地の管理を適切に行っていない旨を主張している。

しかしながら、請求者の上記主張は、いずれも、本公共用地の財産的価値の維持保全を直接の目的とする財務的管理上の問題ではなく、本公共用地の行政的管理上の問題を提起するものとして、住民監査請求の対象とならない。

したがって、本住民監査請求中、土木課長が本公共用地の管理を適切に行っておらず、怠る事実が存するとする部分は、不適法であり、却下する。

2 不当な公金の支出との主張について

法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為が地方公共団体の長又は職員等の裁量に委ねられている場合に、当該行為が違法となるのは、裁量権の行使が不合理と認められる場合に限られるというべきである。

検討するに、財産の管理のあり方について、地方財政法第 8 条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と規定し、法第 138 条の 2 は、「普通地方公共団体の執行機関は、（中略）当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と

責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」と規定している。

また、半田市事務決裁規程第3条は、「事務は、原則として順次当該事務を主管する上司の決定を経て、決裁を受けなければならない。」と定め、同第10条は、「課長の専決事項は、別表第一・・・に定める決裁区分に属する事項とする。」と規定している。そして、別表第一は、200万円以下の支出命令につき、当該事務を主管する課長の専決事項と定めており、土木課長は、土木課の主管する事務に関する200万円以下の工事の支出につき、半田市長に代わって決裁する権限を有している。これらの規定からみて、本件工事の費用（127万7588円）の支出行為については、土木課長に裁量が認められている。

請求者は、本件工事の費用は、隣接地の所有者が負担すべきであったとして、かかる費用の公金支出を不当であると主張している。しかしながら、本件工事は、土木課長が道路管理者としての判断と責任により実施した公共用地（道路）の整備工事であって、近隣地住民からの要求によるものでも、当該住民に便宜を図るものでもない。また、道路法49条は、「道路の管理に関する費用は（中略）、当該道路の道路管理者の負担とする。」と定めているところ、かかる趣旨は、道路が一般市民の日常生活に必要不可欠で重要な公共用物であることに鑑み、道路の管理に関する費用につき、原則として、管理者たる地方公共団体が負担するとする点にあると解される。これらの点からみて、本件工事の費用の支出に関する土木課長の裁量権行使は、不合理とは認められない。

また、請求者は、市民が道路敷地として認識しづらい現況に対応するためであればアスファルト舗装を行う必要はなく、砕石敷設のままでも待避場所とすることはできたとして、支出金額のうち、アスファルト工事費、転落防止柵設置工事費などは過剰な公金支出であった主張する。

しかしながら、実施された工事は、市道の道路としての認識度を高め、すれ違い時の待機場所としての目的をより明確にしたものであり、なおかつ歩行者や自転車利用者に考慮して転落防止用の柵を設置したものであって、道路管理上の必要な工事、それに伴う公金の支出であったと合理的な理由が認められる。したがって、請求者が主張する過剰な支出はなく、この観点からも、本件工事の費用の支出に関する土木課長が裁量権の行使に、不合理な点は存しない。

以上のとおり上記の財務会計上の行為には、不当性は認められない。よって、本住民監査請求中、土木課長が不当な公金支出をしたとする部分は、棄却する。

第6 結果

以上の次第で、本住民監査請求は、一部を却下し、その余を棄却する。

審査要件を満たさない請求であることから、措置内容については審査しない。